

第5回教育委員会定例会会議録

平成28年5月24日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	金 子 真 吾
	指 導 担 当 課 長	市 川 晃 司
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	本 多 孝 裕
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	荒 西 岳 広
	指 導 主 事	植 木 淳

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。最近、都市教育長会に出向きますと、教育長会会長が清瀬市の坂田教育長なのですけれども、冒頭に必ず自作の俳句を披露するというをやっております。何でも清瀬市は石田波郷がサナトリウムに長くいたということで、石田波郷俳句大会というのをもう8回ほどやっていて、少年ジュニア部門に小・中学生を出させているので、教育長もみずからつくっております、ちょっと書きとめるのを忘れたのですが、とてもいい句だと思いました。私には、そんな才能はありませんが、この季節ですので、「萬緑の中や吾子の歯生え初むる」という中村草田男の句をご披露するぐらいでとどめておきたいと思います。万緑の季節になっておりますけれども、ここ2、3日は万緑を乗り越して、猛暑、炎暑のような気候になっております。

○【嵐山委員】 中村草田男の何という句ですか。

○【是松教育長】 「萬緑の中や吾子の歯生え初むる。」

○【嵐山委員】 いい句ですね。

○【是松教育長】 いい句ですよ。ありがとうございます。

それではこれから、平成28年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【高橋委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしく願います。

それでは、審議に入ります。



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 最初に教育長報告を申し上げます。

4月26日火曜日の第4回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業についてでございますが、4月26日火曜日、定例会終了後に社会教育委員の会を開催いたしております。

4月27日水曜日に、小学生の野外体験教室の実踏を翌28日まで、清里周辺で行ってまいりました。各学校の担当者に荒西指導主事が同行しております。

4月28日木曜日には、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたしました。先般、小学校で起こりましたいじめの重大事態案件についても、この場で報告をいたしたところでございます。

5月2日月曜日、小学生の音楽鑑賞教室が立川のRISURUホールで開催されました。クラシックのオーケストラ演奏と鑑賞を行いました。

5月5日木曜日には、第26回くにたちファミリーフェスティバルが、くにたち文化・スポーツ振興財団と国立市体育協会の共催で開催されました。同日、「くにたちの教育」143号を発行しております。

5月6日金曜日、校長会を開催いたしました。

5月10日火曜日に、公民館運営審議会を開催いたしております。

5月13日金曜日に、副校長会を開催いたしました。

5月16日月曜日には、租税教育推進協議会が開催されました。

5月17日火曜日に、都市教育長会が開催されております。

5月18日水曜日、三小の市教委学校訪問を行いました。また、同日から20日まで、第三中学校3年生の修学旅行で奈良・京都方面へ出かけ、無事終了いたしました。同日、小学生の初心者水泳教室が開始となりました。6月16日まで、計8回にわたりまして、生涯学習課の社会体育授業として、4年、5年、6年生を対象として初心者水泳教室を行うものです。42名の定員をやや超過する人数が参加しております。

5月19日木曜日、国立市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。今回は、各校PTA代表の方にもご参加していただき、保護者からの意見・要望・情報等をいただいたところでございます。同日は、図書館協議会、スポーツ推進委員定例会を行っております。また、同日、東京都市町村教育委員連合会の総会が開催され、教育委員の3名が参加しております。

5月20日金曜日に、国立市特別支援教育説明会を開催いたしました。国立市の特別支援教育体制と就学相談について説明し、個別の相談にも応じたところでございます。

5月21日土曜日に、七小運動会が開催されました。また、同日は、三小で道徳授業地区公開講座が開催されております。

最後になりますが、5月23日月曜日に、文化財保護審議会を開催いたしております。

教育長報告は、以上でございます。

ご意見、ご感想などがございましたら、よろしく申し上げます。

山口委員。

○【山口委員】 新学期がスタートして2カ月目に入るところですが、学校そのものが、落ちつきと方向性を持ってスタートした時期であるということと、さまざまな行事が始まってきたかなというような感じです。この間の感想を幾つか述べたいと思います。

一つは5月19日の木曜日に、東京都市町村教育委員連合会の総会がありまして、城所委員、高橋委員とともに出席をしました。総会ですので、今後の報告・計画・体制についてや、懇親会も短い時間ですがありまして、他地区の教育委員の方々と話す機会もありました。特に、今期からは立川市が会長市ということで大勢いらして、すぐお隣なものですから、エリア的にも共通する部分もあるなということを感じながら、いろいろな形の連携が今後とれたらいいかなということを感じて帰ってきたところです。向こうも国立には関心を持ってくださっているようなので、そういう機会を持てたらいいし、そのほうが総合的に子どもたちにもよい影響も与えられるのではないかと考えております。

あと一つ、5月7日に二中の公開授業に参加させていただいたのと、三小の訪問に行かせていただいて、総合的な感想なのですが、新しくほかから入られた先生と新規採用の先生、今までいらっしゃる先生、国立市の中で異動した先生と、さまざまいらっしゃるわけで、それから、校長先生、副校長先生がかわられたり等々もあるのですが、各校とも新しいスタートをいい形で切れているのではないかなという感想を持ちました。若い先生が多い学校もあ

りますけれども、みんな一生懸命力を発揮してやられているし、新しい先生が来られたところで、その先生とより良い形で教育力アップに向けて頑張っているという感じも受けましたので、よりそれが前向きに進んでくださるといいなと思います。今後、さまざまな問題が当然学校でするので、子どもたちや先生、その他のところで起こってくると思いますけれども、人が集まる場所ですから、いろいろな問題が起こるのは、逆に当たり前かなと思うので、それを子どもたち自身が生きた教材といいますか、成長の糧となるように学校そのものが動いてもらえるといいなと思います。我々もそれをサポートできたらと改めて感じたところでございます。

最後ですけれども、この前卒業した中学生の進路がほぼ落ちついたようで、適応指導教室も非常に有効的に活動されていると思います。いろいろな子どもたちが、その子に合った進路先を決めているのではないかなと思います。細かく1件1件追いかけてはいないですけれども、そういう感想を持っております。その子にとって、中学校から次のステップへ進んでいくところ、もちろん高いほうを目指している子はそれなりに行くし、そうでなくてなかなかうまくいっていなかった子も、その子たちが新しい力を発揮できる場所を、この先15歳、16歳のときに見つけられるといいタイミングですので、中学校からの進路指導は重要なかなと思って、関心を持って見させていただいています。ことしも適応指導教室からは全員進学をしているようですし、そこを利用してない子たちもその子に合った幅広い学校種のところへ行かれているようなので、非常にうれしく思っております。以上でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も感想等を述べさせていただきたいと思います。先週は、三小の市教委訪問と道徳公開日と週2回、三小にお邪魔しました。その中で道徳についてなのですが、教師道場の朝倉先生が講師でおいでになられて、講演会とミニ授業というような形式でされて、時間が少なかったのでコンパクトな内容で、あとはお手元の資料をご参照くださいということで、資料をいただけてきました。資料を読ませていただくと、すばらしい資料をつくっていただいたというのが印象です。その中でこれから道徳が教科化になるということで、三小は保護者の興味関心が高いので、結構たくさんの方にお残りいただいたので、お手元に資料があったのではないかなと思います。今後、教科化に向けて一番大きなところは、読む道徳から、考えたり議論する道徳に変わっていくということで、言葉としてはよく聞いているのですけれども、今までの道徳は読んで感想を確認するとか、先生がこの辺のことを言ってほしいのだなということを、子どもたちが言い当てるみたいなのが多かったと思います。

今後は、主体的に自分のこととして多面的、多角的に考えたり、別の意見があってもそれを一つの活動の場として議論をしていくというものに変えていくというか、今まで学校でもいろいろ努力をなさってきたと思うのですけれども、そういうところが強く打ち出されるということが、この資料の中に書かれています。いかに自分のこととしてそのことを考えるかというところまでいかないと、薄っぺらい授業になるというか、正解だけ言うとか、正しい正しくないとか、その二極の中でただ論じるだけになりかねないので、いかに自分のこととして子どもたちが捉

えられるかというところに、授業を展開していただけるといいなと思いました。

あとは、教材の活用の仕方次第なので、どのように活用したら、その子どもたち1人1人が自分のこととして考えられるのか、想像して使っていただけるといいなと思いました。

三小は友情・信頼ということをテーマに、その1時間の授業を全校展開していたのですけれども、それについての資料も、例えば友情とは何なのかをかなりはっきり、クリアに書いていただいている、ともすると道徳のテーマというのは、何となくお互いに一致した概念みたいな、ふわふわしたもので終わりがねないことがなくもないので、そのテーマ・概念等をクリアにして、その辺を共有してから各クラスに散って授業をしていただくというようにしていただけるのは、いいのではないかなと思いました。

学校訪問が始まってこの1年間、市川指導担当課長のほうでインクルーシブ教育という切り口で、学校の授業等を見てくださることが始まりました。3年間いろいろやってきたのですけれども、これでいよいよ新しくスタートするなという手応えを感じました。前回、合同研でこの内容を確認していただいたのですけれども、各校を回るたびにまた市川指導担当課長から指導していただけるのは、大変ありがたいと思います。手探り状態のことがいろいろ発生するかと思うのですけれども、皆さんで力を合わせて、1人1人の子どものために、何が一番いいかを考えられればいいなと思います。

ただし、教師が犠牲にならないようにするのが一番大事なことで、子どもを一番優先して教師はいいのかというと、やはりそうではないと思うので、教師にとっても子どもにとっても親御さんにとっても、子どもがメインにはなりますけれども、誰も犠牲とかそういうものではなく、よりよいところの落としどころを、みんなで考えていければいいなと願っています。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 市教委訪問及び道徳授業地区公開講座に参加した感想を述べたいと思います。まず、三小では、ことしの研究テーマを「汎用的な思考力を育む指導法の確立」に設定していました。5校時に低学年、中学年、高学年の3クラスの研究授業を行い、先生方の意欲を感じたところです。まだ5月ですから、事前の準備は大変だったなど、そんなふうに思います。参観する私たちの立場としては、子どもの様子が発達段階によって変わるということがよくわかった、そういう授業でした。

科学的な思考というところに視点を当ててお話ししますと、科学的な思考に重点を置いた授業づくりを、三小では取り組んでいます。6年生の理科の授業で、今回、空気電池という新しい素材を教材化して事象を提示することによって、子どもたちは驚きとともに、今までの生活経験とか既習事項から類推するという、まさに考える力というのが、子どもの中でフル動員されていた様子が伺えました。今回の空気電池という教材は、私にとっても新しい発見をしたところです。

続いて七小の運動会を参観した後で、三小の道徳を参観しました。友情・信頼を学校の共通内容として、道徳の授業が公開されています。今回、学習指導に合理的配慮の視点が明示され

ていて、授業の構成や教師の考え方がよくわかりました。よく工夫された点だと思います。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。



○議題（２） 報告事項１） 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 27 年度
事業報告及び決算について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ次に、報告事項 1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 27 年度事業報告及び決算についてに移ります。

それでは、くにたち文化・スポーツ振興財団 27 年度の事業報告及び決算について、高橋事務局長、お願いいたします。

○【高橋事務局長】 皆さん、こんにちは。財団事務局長の高橋と申します。よろしくお願いたします。本日は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 27 年度事業報告並びに決算をご説明させていただきます。本事業報告並びに決算につきましては、去る 5 月 16 日に開催いたしました財団の理事会に提案をし、ご承認をいただいております。ただ、評議員会につきましては、来週の火曜日 31 日に開催予定ということでございますので、現段階では、評議員会の承認はこれからという状況にあるということでございます。それでは、申しわけございませんが座ったままご説明をさせていただきます。

初めに公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 27 年度事業報告について、ご説明を申し上げます。事業報告をご用意いただければと思います。事業報告をお開きいただきまして、1 ページをごらんいただけますでしょうか。まず、事業の概要ということで、5 行目以降にございます○の 4 点を平成 27 年度の重要課題として位置づけました。まず、1 点目としては、アートビエンナーレ事業の発展・定着でございます。これに関しましては平成 27 年度、2 ページにもありますが、数多くの事業を行ってきたところでございます。2 点目は、「城山さとのいえ」を活用した子どもたちに親しまれる事業の実施ということで、残念ながらこれは、具体的な事業の実施には至りませんでした。が、「城山さとのいえ」に関しましては、その地域の育成会であるとか団体を含めた、「里人会議」というものが組織されておまして、その「里人会議」のほうに郷土文化館からも職員が出ておまして、今後、具体的な事業展開に関して検討していくというところでございます。3 点目としましては、スポーツによる地域づくりの充実ということで、これは特に子どもたち、小学生を中心としたスポーツによる地域づくりを目指して、実施をしてきたところでございます。4 点目といたしましては、商工業者との連携による協賛事業の展開と、「くにたちポイント」の導入でございます。特に「くにたちポイント」に関しましては、それまで「芸小友の会」という組織があったものを、発展的に解消いたしまして、「くにたちポイント」を導入させていただいて、平成 27 年度に実施したところでございます。が、もともと「芸小友の会」が出発点ということでありまして、ほぼ芸小のチケットの購入であるとか、チケットの販売について利用されている状況でございます。

それでは、実施事業についてご説明をさせていただきます。中段からあります「I. 公益事業」についてでございます。初めに芸小ホールでございますが、「ア. 芸術文化事業」では自主

事業 17、共催事業 14、合計 31 事業を展開したところでございます。事業内容別では、音楽事業が 12、演劇・伝統芸能事業が 6、映画事業が 1、美術事業が 6、市民の体験事業が 6 でございまして、うち、こどもおすすめ事業については、12 回実施いたしました。具体的な事業につきましては、1 ページの中段以降から 2 ページにかけて掲載しております。8 ページから 11 ページには、事業の詳細を載せさせていただいております。

平成 27 年度の特徴点といたしましては、平成 26 年度に引き続きビエンナーレの関連事業を実施いたしました。2 ページをおめぐりいただきまして、上段に主なビエンナーレの活動内容を記載しております。平成 27 年 3 月 30 日に大賞等の受賞が決定した後、年度が明けて 4 月 5 日からの「桜らいぶワークショップ発表会」、6、7 月には「日本・ベルギー国際版画交流展」。4 月から 8 月まで通しまして「アフターファイブガバメント」。8 月 29 日の「クロージングフォーラム」など、数多くの事業を実施してきたところでございます。

続きまして 2 ページの下段のほうですが、「イ. 指定管理事業」でございます。平成 26 年度の 8 月から 11 月まで、耐震改修工事等で約 4 カ月間休館したこともありまして、平成 26 年度と比較しまして、利用件数で 41.9%増の 1,405 件。収入額では 40.7%増の 1,754 万 4,145 円となりました。また、芸小ホールは施設・設備が非常に老朽化をしております。雨漏りの修繕工事や汚水ポンプ交換工事等の各種工事を実施いたしました。利用者に対するサービス面では、10 月から開館時間を 30 分延長し、朝の 9 時から夜の 10 時までといたしました。

続きまして 3 ページの「2. 郷土文化館の事業」でございます。自主事業が 37、共催事業が 8 の合計 45 事業、実施をしたところでございます。事業内容別といたしましては、常設展示事業が 3、企画展示事業が 5、資料収集・調査・研究事業が 7、講座事業が 5、市民の参加体験事業としての郷土の伝統文化を学ぶ事業が 24、郷土の自然環境を学ぶ事業が 11 となっております。具体的な事業といたしましては、12 ページから 15 ページまでに記載をしております。少し飛びますけれども、平成 27 年度では 12 ページの「6 夏季企画展」といたしまして、「彫刻家今城國忠の世界」と題しまして、国立で活動した今城氏の作品等の展示をいたしました。また、「秋季企画展」では同じく番号 8 になりますけれども、「村の明治医新 谷保の村医者本田家の軌跡」と題しまして、調査を継続している医者本田家の資料を展示し、2,000 人を超える観覧者の方にご来場をいただきました。3 ページにお戻りいただきまして、下段からの郷土文化館の指定管理事業です。入館者といたしましては、平成 26 年度と比較して 552 人、2.8%増の 2 万 373 人。また、古民家のほうでは 27 人、0.2%減の 1 万 1,814 人となりました。収入面では、利用料収入として 1.9%減の 135 万 500 円。4 ページになりますけれども事業収入では、13.6%減の 56 万 8,530 円となっているところでございます。

続きまして、4 ページの「3. 市民総合体育館事業」でございますけれども、「ア. スポーツ及びレクリエーション事業、市民が参加及び体験する事業」でございます。自主事業 19、共催事業 3 の合計 22 事業で、事業内容別といたしましては、スポーツ及びレクリエーション活動の振興事業が 9、市民が参加及び体験する事業が 13 となっております。こちらに関しましても、16 ページから 19 ページに実施事業を載せさせていただいております。18 ページの番号の 11 から

13 が親子向けの事業、14 から 19 と、21 の「小学生かけっこ教室」等が小学生向けの事業というところでございます。

4 ページにお戻りいただきまして、中段になりますけれども、体育館の指定管理事業です。体育館につきましても、平成 26 年度で耐震改修工事のため約 4 カ月ちょっと休館をしたことから、体育館の場合は、ほぼ同じ事業を継続しておりますので、通年ベースの比較で平成 25 年度と比較しますと、個人利用では 8,709 人減の 9 万 9,984 人、団体利用では 8,179 人減の 8 万 5,607 人となりました。利用料収入では 3,222 万 5,178 円ということでしたが、うちグリーンパスの収入が 467 万 3,250 円で行っていただきました。利用者に対するサービス面では、先ほどの芸小と同じなのですが、10 月から開館時間の 1 時間延長を施行いたしまして、夜 10 時までといたしたところでございます。それから、テニスコート等の有料公園施設等の利用状況でございますが、テニスコートの利用率が 77.5%、野球場の利用率が 44.2%、サッカー場の利用率が 43.2%で、利用料収入といたしましては平成 26 年度と比較いたしまして、189 万 3,400 円、10.1%増の 2,061 万 8,050 円で行っていただきました。また、平成 28 年 1 月からインターネット予約を導入し、利用者の利便性向上を図ったところでございます。なお、3 館の利用状況等についてのデータですが、24 ページから 31 ページに利用料収入・利用状況等のデータを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

5 ページになりますけれども、中段、「4. 共通公益事業」といたしまして、市民のさまざまな団体の育成ということで助成事業を展開いたしまして、11 団体に対して 144 万円の助成を行ったところでございます。また、引き続き広報紙「オアシス」の発行、これは平成 27 年度にカラー化を実施いたしました。それから、ホームページの充実も行ったところでございます。助成事業及び広報紙「オアシス」に関しては、20、21 ページに内容を記載しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

5 ページの「Ⅱ. 収益事業等」でございます。これまでと同様にチケットの販売事業、飲料水・グッズ等の販売、体育用品の販売等の事業がございました。6 ページになりますけれども、「2. その他の事業」といたしまして、敬老大会や成人式などへの貸し付けを行ったところ です。

3 番目最後、「Ⅲ. 管理（法人管理事業）」でございます。理事会を 5 回、評議員会を 4 回、中間監査、決算監査を各 1 回開催いたしました。

以上が、概括的な平成 27 年度の活動状況でございます。次の 8 ページから各事業の内訳になっております。8 ページから 21 ページまでが、自主・共催事業となっております。24 ページから 31 ページまでが、指定管理事業の状況となっております。また、32 ページから 35 ページまでが理事、監事及び評議員の名簿と、理事会、評議員会、監査の開催実績になっております。

なお、22、23 ページに今回の事業報告から、各館及び総務課の総合評価を掲載させていただいております。22 ページの芸小ホールでは、事業については、おおむね計画どおりに実施できたところでございますが、アートビエンナーレでは開催期間が長期にわたったため、事業の統一感というものがなかったということと、また、東京都から助成金が得られなかったことがございまして、事業を縮小せざるを得なかった事業があったことなど、反省点もございました。

ただ、事業を展開する中で、地域との連携が強化されたなどの成果もあると評価をしているところでございます。

次の郷土文化館では、平成 24 年に出土した 4 本の石棒の今後の方向性について課題があるということ、それから、個人蔵の今城國忠氏の作品の今後の受け入れ、保存についての課題があります。それから、膨大な点数がある医者本田の資料調査について、中間報告を考えなければいけないということ。また、「城山さとのいえ」との連携も今後の課題であるということ挙げております。

23 ページの総合体育館では、小学生向けの新規事業の参加者数が 69%程度と少なかったことが一つ。減少傾向にある体育館の利用者数について、比較的利用率の低い野球場、サッカー場の利用率向上について、今後考えていかなければいけないなどの課題を挙げております。

総務課につきましては、固定化している傾向がある助成事業についての今後の考え方。また、広報紙「オアシス」のさらなる充実等について考えていかなければいけないということをもとめております。以上が事業報告の概要でございます。

続きまして、平成 27 年度の決算についてご説明を申し上げます。平成 27 年度の決算書をごらんいただければと思います。よろしいでしょうか。

まず、決算書をお開きいただきまして、1 ページ目、貸借対照表とその内訳ということでございます。「Ⅰ. 資産の部」の「1. 流動資産」では、普通預金が 1,601 万 4,535 円と定期預金が 4,000 万円になっております。未収金につきましては 41 万 7,428 円で、これは 3 月末の利用料等の収入額ということになっています。次に、前払金でございますが、16 万 2,264 円でチラシの印刷代等が主なものでございます。販売品につきましては、郷土文化館のグッズ等が主なものでございました。流動資産の合計が 5,900 万円ほどになっておりまして、前年度比で 1,900 万円ほど減少しております。これは流動負債の未払いの減、主に国立市への返還金が減少したということに伴うもので、それに対応する額が減少しているということでございます。

「2. 固定資産」でございますが、(1) の基本財産は変化がございません。(2) 特定資産につきましては、ビエンナーレ事業預金が 507 万 4,713 円減っています。(3) その他の固定資産といたしましては、300 万円以上のリース物件ということでございまして、体育館のトレーニング機器一式など 5,327 万円ほどになっております。11 ページにその明細がございまして、ワゴン車、総合体育館コードレスバイクの一式が新たにふえたものの、他の物件の償却が進んだことから、176 万円ほどの減となっております。

次に「Ⅱ. 負債の部」でございますが、「1. 流動負債」の前受金では、芸術小ホールのチケット代金や体育館の事業参加料など、184 万 1,000 円が計上されているところでございます。次の未払金の主なものは、指定管理料の精算返還金が約 1,146 万円、及び 3 月分の委託料、嘱託員報酬等の未払い分を含め合計で 4,485 万 1,462 円となっております。「2. 固定負債」でございますが、これはリース資産と同額が計上されているところでございます。負債合計は 7,733 万 3,468 円でございますが、この資産合計から負債合計を引きますと 3 億 2,570 万 9,782 円ということで、これが下から 2 行目の正味財産合計の金額ということになります。

次に「Ⅲ. 正味財産の部」でございますが、指定正味財産は、ビエンナーレ事業預金の 507 万 4,713 円減というのを反映しているところでございます。一般正味財産は、変化がございません。正味財産合計は、先ほどの 3 億 2,570 万 9,782 円ということになっております。

2 ページ目の貸借対照表の内訳表でございますが、これは、各会計別の内訳ですので、省略をさせていただきます。

続きまして 3 ページ目、4 ページ目の正味財産増減計算書でございます。「Ⅰ 一般正味財産増減の部」で (1) 経常収益でございますが、事業収益の 4 行目、利用料金収益の増減欄でございますが、1,758 万円ほど増加しています。これは、平成 26 年度で体育館、芸術小ホールの約 4 カ月間の休館が、平成 27 年度では通年開館になったことによる増ということになります。中段の太枠の行になりますけれども、経常収益の合計が 4 億 1,541 万 4,938 円となりまして、前年度より 1,664 万円、4.2%の増となっております。

それに対しまして (2) 経常費用、これは 3 ページの中段からになりますけれども、その 2 行目、事業費の増減が、昨年度より 3,503 万円、9.6%ほど増加して 3 億 9,949 万 2,314 円となっております。これは、平成 28 年 1 月からの施設予約システム導入のために、嘱託員 1 名を増したことによる人件費の関係の増、それから、平成 27 年度での通年開館となったことによる委託費の増等によるものでございます。

4 ページ上段の管理費につきましては、大きな増減はございませんでした。

(3) 返還金の 2 行目、国立市補助金返還金につきましては、ビエンナーレ関連事業につきまして、計画より事業経費が膨らんだこと、さらに東京都の助成金が得られなかったことなどから、700 万円ほどありました寄付金から 500 万円ほど充当し、その結果、国立市からいただいている補助金につきましては、全額使用したということで、返還金は 0 になりました。また、それより 3 行下の国立市指定管理料返還金につきましては、通年営業による委託費や報酬の増、施設修繕費の増など事業費全体が増したことから、昨年よりも 1,646 万 651 円減の 1,146 万 1,346 円となりました。返還金全体といたしましては、3 ページ中段太枠の経常収益計 4 億 1,541 万 4,938 円から、3 ページの中段の事業費の合計額 3 億 9,949 万 2,314 円と、4 ページの 1 行目、管理費の合計 437 万 7,580 円、4 ページの下から 11 行目の法人税 7 万円を合計した 4 億 393 万 9,894 円、合計するとその金額になりますけれども、それを先ほどの経常収益計から差し引きますと、4 ページの (3) の返還金の金額 1,147 万 5,044 円となりまして、これが国立市への返還金の総額ということになります。

4 ページの下から 5 行目、「Ⅱ. 指定正味財産増減の部」の一般正味財産への振替額、マイナス 509 万 9,713 円でございますが、先ほどご説明いたしました、ビエンナーレ事業へ寄付金を充当したものでございます。

最終行の「Ⅲ. 正味財産期末残高」では、昨年度より 507 万 4,713 円減少して 3 億 2,570 万 9,782 円となっております、これは、貸借対照表の正味財産合計金額の増減と一致しているところでございます。

5 ページ、6 ページをごらんください。これは、会計別の正味財産増減計算書になっており

ます。公益目的事業会計では経常収益計と経常費用計、それぞれが4億30万5,099円と同額になっておりまして、収支相償ということになっております。また、公益目的事業費4億30万5,099円は、全会計の合計額4億1,534万4,938円の96.4%となっています。それから、6ページ下から8行目、一般正味財産期末残高の合計額、これは遊休財産ということになるのですが、1,153万2,890円で公益事業の総額、先ほどの4億30万5,099円を超えてないということで、公益法人上の基準をクリアしているということでございます。

次の7、8ページにつきましては、各事業別の正味財産増減計算書の内訳表となっております。

9ページからは「財務諸表に対する注記」ということで、10ページの「2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」では、当期減少額として509万9,713円計上しておりますが、これはアートビエンナーレ事業の不足分として、アートビエンナーレ事業預金から充当したものでございます。11ページの「4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」は、リース資産として7件、ワゴン車、総合体育館コードレスバイク一式を新規計上しているところでございます。

12ページの付属明細書でございますが、特定資産として、アートビエンナーレの定期預金分700万1,626円を一旦取り崩しまして、事業費のほうに509万9,713円充当した後、残金192万6,913円を普通預金としているものでございます。

13ページ目は財産目録になっております。貸借対照表の科目についてそれぞれの資産、負債額がどのような目的で、どこに保管されているかを掲載しております。いずれも公益目的財産として位置づけまして、運用益は公益目的事業の財源として使用しているところでございます。

最終ページに監査報告書をつけさせていただいております。

平成27年度事業報告、決算についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などがございましたら、お願いたします。

高橋委員。

○【高橋委員】 平成27年度の事業報告で23ページです。総合評価の総合体育館の項目の中で、新規事業「かけっこ教室」、これ小学生の「かけっこ教室」ですね。『「かけっこ教室」については対象となる小学生全員にチラシを配布するなどしましたが、募集人数に対する参加者数が69%と少なかったことが今後の課題です』。いつやったのかなと思ひまして、実施したのが18ページ、8月30日、スポーツイベント「小学校かけっこ教室」。無料だけど54名。

この何日間か、テレビで小学生のかけっこ教室というのが報道されていまして、ちょうど今の時期は運動会、七小は終わってしまいましたけれど、これからというところが多いと思ひます。そういう時期であれば、小学生が参加するのではないかなと思ひます。8月30日では夏休みの終わりですよ。暑い中でしかも運動会がほとんど終わっている時期に、小学生が集まるかという、時期的な問題があるのではないかなと思ひます。単なる参加者数が少なかったから今後の課題です、という分析ではなくて、実施した時期はどうだったのか、小学生のニーズに答えようとしているのか、そういうところについては、どのようにお考えでしょうか。

○【高橋事務局長】 ご指摘のとおりでございます。昨年度の場合、8月末ということで、夏休みの終わりの設定が結果的に影響して参加者が少なかったと分析をしております。今年度につきましては、春は間に合わなかったのですけれども、秋は運動会の前あたりに実施しようと今進めているところでございます。

○【高橋委員】 わかりました。よろしく申し上げます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度事業報告及び決算についてを終わります。高橋事務局長、ありがとうございました。

○【高橋事務局長】 ありがとうございました。



○議題(3) 議案38号 国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第38号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第38号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

この公告式規則の今回の改正は、この規則に定められている教育委員会所管の規則を制定した場合などの公布及び告示等について、現状において、捺印の有無など市長部局の規則などの公布等について定めた国立市公告式条例とのそごがありますことから、条例に則した方法とするため、規則の一部を改正するものです。

規則改正の具体的内容をご説明いたします。議案を2枚おめくりください。A4横版、新旧対照表となっております。右側が改正前、左側が改正後となっております。第2条第2項をごらんください。アンダーラインを引いてある部分が今回改正した部分となっておりますが、旧規則においては、教育委員会規則の公布について、教育長が署名捺印することとなっております。しかしながら、国立市公告式条例においては、市長が署名するとの規定になっているため、それに合わせまして、この第2項も教育長が署名するとの規定に改めております。次の第2条第3項についても、国立市公告式条例に準じる形に整理しております。この規定により、公布を掲示する場所が国立市役所掲示場となり、具体的になることとなります。

続きまして第4条です。第4条は、規則以外の要綱等の告示、公告について、第2条、第3条の規定を準用する規定となっております。この準用についても、国立市公告式条例の規定に合わせ、第2条第2項の教育長が署名するとの規定を、教育委員会印を押すと読みかえる規定を加えることとします。

この改正による署名捺印の関係を整理いたしますと、教育委員会規則の公布については、教育長の署名捺印から教育長の署名のみに、教育委員会の規則以外の要綱等の告示、公告については、教育長の署名捺印から、教育委員会印の押印にそれぞれ変更となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
ないようですので、採決に入ります。ご異議がないようですので、可決でよろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第 38 号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。



○議題（４） 議案第 39 号 国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 39 号、国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 議案第 39 号、国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

この改正は、指定学校の変更について、現行の変更期間を変えるための改正となります。改正内容をご説明いたします。議案を 2 枚おめくりください。先ほどと同じように、A 4 横版、新旧対照表となっております。

今回の改正は、別表第 4 の改正となっており、右側の改正前を見ていただくと、表の一番上、市内転居の場合で、対象学年小学校 1 年生から 4 年生までは、その学年の 3 学期を終了するまでとなっており、その下、小学校 5 年生以上は卒業までをこれまで変更期間としておりました。これにより、入学式または、始業式の翌日以降に小学校 4 年生以下の児童が、同じ国立市内に転居した場合につきましては、保護者からの申請に基づき、その学年の 3 学期終了までを変更期間とし、転居前の指定学校への通学を許可しておりました。これを左側の改正後の表にありますとおり、小学 4 年生以下を含む小中学校全学年において、卒業までを変更期間とする改正でございます。

改正理由といたしましては、小学校 4 年生以下の児童について、現状においても、その学年の 3 学期末までを変更期間としつつ、それ以降につきましても、毎年、別表 4 にあります教育的配慮の区分を適用しまして、児童が転校することによる影響に配慮して、所属する学校の校長と面談を行った上で更新を行うという形で、実質、卒業まで認めるケースがほとんどとなっております。

このような実態や、小学校 4 年生以下についても 5 年生以上と同じように、卒業まで認めてほしいとの保護者からの要望も寄せられていたことを踏まえまして、改正を行うものです。

なお、小学校低学年の児童については、市内転居による指定学校の変更により、距離的な部分などで通学に負担がかかる可能性もございますので、最長卒業までとしつつも、児童の保護者の選択により、学年末までとするような運用も可とすることとし、必ず行うこととしている転居前の校長の面談で丁寧な聞き取りを行うよう、校長に対しても説明をしております。また、指定校変更ができるタイミングについては、これまで、1 年生につきましては、入学式の

翌日以降となっておりますが、その規定を廃止し、入学前でも就学通知が届いたタイミング以降で市内転居をした場合については、就学通知にて指定された学校に通学できる規定とし、より柔軟な対応ができる規定としております。

1枚お戻りいただき、付則をごらんください。付則第2項において、別表第4の新たな市内転居の規定については、「この改正規則の施行の日以降に行う指定学校の変更について適用する」とありますが、第3項において、この改正規則の施行の前に、学年末までで指定学校の変更を受けていた小学校4年生以下の児童についても、卒業まで許可を受けているとみなすと定めております。これにより、新たな手続きなしに、現在学年末までの許可となっている小学校4年生以下の児童について、卒業まで許可することとなります。このことについては、本規則案がお認めいただけましたら、今後、市報等で周知をしていき、卒業まで許可を希望しない場合にのみ、個別で連絡をもらうこととします。

説明は以上です。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

ないようですので、採決に入ります。ご異議がないようですので、可決でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第39号、国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題(5) 報告事項2) 平成27年度教育委員会各課の事業総括について(教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)

○【是松教育長】 次に、報告事項2、平成27年度教育委員会各課の事業総括についてに移ります。教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

初めに教育総務課事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、教育総務課の平成27年度主要事業の総括につきまして、ご報告をいたします。

初めに1の(1)ですが、総合教育会議の開催です。平成27年4月の教育委員会制度改正により設置することとされました総合教育会議につきまして、市長部局の事務を補助執行するという形で開催、運営をいたしました。平成27年6月25日に開催されました第1回の総合教育会議において、市長、教育委員会が協議の上、国立市教育大綱を策定いたしました。その他の開催日、協議・調整内容につきましては記載のとおりでございます。

(2)ですが、平成26年度国立市教育委員会の活動の自己点検・評価の実施です。報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき作成するとともに、平成27年9月開催の第3回市議会総務文教委員会にて報告をいたしました。

(3) 学校事務指導・支援業務については、記載の説明会、市事務職員会を開催し、学校事

務職員をサポートいたしました。

(4) の教育広報誌「くにたちの教育」については、年4回、5月、8月、12月、3月に発行、全戸配布するとともに視覚にしょうがいのある方を対象として、音訳版「くにたちの教育」を作成しております。

(5) の就学援助手続きについては、要保護、準要保護合わせて小学校 415 人、中学校 277 人を認定いたしました。なお、資料に記載はございませんが、平成 27 年度の準要保護の認定率は小学校 13.43%、中学校 20.12%で、平成 26 年度と比較しますと小学校 0.37%の増、中学校 0.39%の減となっております。

(6) については、記載の定期健康診断を実施いたしました。

(7) 安心安全カメラの設置に向けた調整では、学校、保護者との設置場所の調整、市内3カ所での「市民の意見を聞く会」の開催、設置予定場所の近隣宅への個別説明、個人情報保護審議会への諮問など、平成 27 年度において、設置に向けた調整を行いました。

次に、2のその他の庶務業務です。12回の教育委員会定例会、1回の臨時会を開催し、会議録を公開いたしました。

また、各学校に配置しております事務嘱託職員、用務嘱託員の人事関連業務を行ったほか、学校配当予算の執行管理を行いました。

3の課題となりますが、先ほどもご説明した安心安全カメラの設置について、機種選定、契約手続き、東京都への補助金申請など、事務手続を滞りなく進め、できるだけ早期の設置を目指してまいります。なお、ここで、プロポーザル方式によりカメラの機種が決定したところとなっております。

老朽化している学校施設の更新について、庁内の検討部会において、学校施設の更新の際の基本的な考え方について検討を重ねているところです。その基本的な考え方や、平成 27 年度に策定をいたしました公共施設保全計画を踏まえた上で、政策経営部が中心となり、学校施設を含めた公共施設全体の再編計画を策定していくこととなっております。その策定作業にも今後、教育委員会としてかかわっていくこととなります。

それ以下の部分につきましては、この後の建築営繕課の事業総括と重なる部分もございますが、小中学校校舎の非構造部材の耐震化、トイレの洋式化、老朽化に伴う修繕など、当面の学校施設の整備につきましては、学校現場、建築営繕課と密に連携をした上で、教育環境の充実に向け迅速に対応してまいります。

平成 27 年度の教育総務課に関するご報告は、以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等お願いいたします。

山口員委員。

○【山口委員】 感想なのですが、毎年、事業の総括をされて、やはり一番大きいのは建物のことなのかなと思って、少しずつ進捗しているようではあるのですが、今後もぜひ、よろしくをお願いいたします。以上です。

○【是松教育長】 それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

続いて建築営繕課の事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 続きまして、行政管理部建築営繕課の平成 27 年度の事業総括について、ご報告いたします。

平成 27 年度に実施をしました小・中学校施設整備事業は資料に記載のとおりですので、そのうちの主な工事についてご説明をいたします。

1 の（１）（２）（３）に記載のある小・中学校 7 校につきまして、体育館のつり天井の撤去、照明の耐震化改修、つり下げ式バスケットゴールの耐震化改修などの工事が滞りなく完了しております。これにより、平成 26 年度に実施した 4 校と合わせまして、全小・中学校の屋内運動場の非構造部材の耐震化対策が完了いたしました。

（４）の第一中学校校舎外壁補修工事につきましては、老朽化している第一中学校の外壁改修が、平成 27 年度において完了しております。

（６）の小・中学校女子トイレ洋式便器取替工事につきましては、小学校低学年女子トイレ及び中学校女子トイレの洋式化を行いました。トイレの洋式化については、PTA 等からの要望も多くあるため、今後もトイレの洋式化を引き続き実施してまいりたいと考えております。

（８）の第五小学校プール改修工事につきましては、ろ過装置の老朽化により急遽対応が必要となりましたが、年度をまたぎ繰越工事にて、ろ過配管及びプール塗装の改修を行い、平成 27 年度に入ってから工事を開始した（７）のろ過装置本体の改修も含め、プールの授業が開始されるまでに対応を完了させる事ができました。

（８）の完了日が平成 28 年 5 月 15 日となっておりますが、平成 27 年 5 月 15 日の誤りです。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

（12）（13）（14）につきましては、今年度、工事を予定している第七小学校、第三中学校校舎非構造部材耐震化対策工事、第三小学校校庭芝生化整備工事及び第二中学校太陽光発電設備整備工事につきまして、それぞれ実施設計委託を行いました。

裏面 2 の今後の課題といたしましては、喫緊のものとして、校舎の天井や照明などの非構造部材の耐震化やトイレ便器の洋式化がございました。

また、全庁的には、先ほど教育総務課の事業総括でご説明した国立市公共施設再編計画を策定していく予定となっており、築後 35 年から 50 年を経過した学校施設の整備について、財政計画との連動も考慮する中で、学校施設の建てかえや長寿命化、さらには、ほかの施設の機能を取り入れるなど、複合化などを視野に入れた取り組みが求められることとなります。

今後も、教育総務課、建築営繕課で連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

平成 27 年度の建築営繕課に関する報告は、以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

平成 27 年度の施設整備事業については、このとおりでございますけれども、実は平成 28 年度の施設整備事業に関する、国の施設整備交付金につきまして、東日本大震災以降行われておりました復興特別会計が終わった関係で、大幅に予算が減っております。その関係で軒並みどの市も、平成 28 年度の学校施設整備事業に関する補助金が不採択という形になっておりまして、

先般の教育長会においても緊急に、東京都を通じて文部科学省等へ交付金の再支給、予算を確保するようという緊急要望を挙げております。また、この次の関東の教育委員会連合会総会等でも、そういったものが話題、議題になるかもしれませんので、ご報告しておきます。幸い国立市の場合は、申請した交付金については3件ございましたが、全て採択されております。国立市は採択されましたが、ほかの市町村はほとんどが採択されなかった状況となっておりますので、ご報告だけさせていただきます。

それでは、建築営繕課の事業については終わりました、続いて教育指導支援課事業について、金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 それでは、平成27年度教育指導支援課事業の総括をご説明申し上げます。

まず、大きな1番、「命の教育」推進事業についてでございます。こちらは、いじめ防止対策推進基本方針の具現化ということを目的として取り組んでまいりました。スクールバディ交流会、教育フォーラム、学校生活に関するアンケート、本日机上のほうにお配りいたしました教育フォーラムをもとにしたリーフレットの作成ということで、おおむね具現化にかかわる内容、教育委員会の進めるものについては予定どおり推進いたしました。

二つ目の○になるのですが、いじめを要因とする長期欠席につながる事案、体罰事案等が発生してしまった現状がございます。こちらは日々の教師の温かい言動をもとに、人権尊重の学校づくりを進めようという目標で取り組んでいただけない、本当に残念なことだと実感しているところがございます。こちらのいじめについては、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会でご報告申し上げ、次回6月の段階で学校から調査を上げていただいたものを再度報告し、専門家の立場、第三者の目で見ると、何が足りなかったのか、今後に生かせる対応を協議するところがございます。

3点目の○になります。4月当初に安全安心の学校づくりも進めていく流れなのですが、食物アレルギーに対する研修、平成27年度から4月当初の全員研修というのを進めてまいりました。AEDの使い方、救急対応等現場での動きを迅速にするために、ここは効果的に活用できたと感じております。

大きな2番の学力・体力向上授業です。こちらは、学力向上プロジェクトを長らく続けてまいりましたのですが、平成28年度で一旦区切りとなりましたが、この平成27年度は、ここだけは押さえたいという授業改善の事例集を、都の学力調査をもとにしながら分析等を進めてまいりまして、プロジェクト委員、各学校の先生方で提案をしていただくことで、この5月に配付をすることができました。また、東京女子体育大学との連携による「運動の楽しさ伝え隊」ということで、これも平成27年度は初めての事業だったのですが、全小学校に配置ができ、65時間、学校によってはそれ以上に配置をすることができました。子どもたちが運動好きになることを、おおむね達成できたのではないかと考えております。

3点目が、放課後学習支援教室になります。これも平成27年度は2年目の事業ですが、学習面で成長できたかというアンケート調査を行ってまいりましたが、その指数が84.5%達成できた

と子どもたちが答えております。前年度より1割近くポイントを上げておりますので、こちらの内容も充実してきたと実感しているところでございます。

大きな3番、特別支援教育推進事業です。ここでは一つ目の「家庭から学校へ 初めまして、うちの子紹介シート」の作成ということを新たに進めてまいりました。他部課と連携をとりまして、今後の就学相談等にかかわる大きな事業になると思うので、活用を進めてまいりたいと思っております。また、インクルーシブ教育については、同じく教育フォーラムでパネルディスカッション等も含めた事例もご紹介することができております。課題といたしましては、つい先日なのですが、特別支援教育のコーディネーターが集まる会がございまして、こちらのほうで保護者、当該の子が関係する保護者ではない一般の保護者の方が、しょうがいに対する理解が深まっていないので、就学に対して少し引け目に感じてしまう方がいらっしゃるという報告されました。そういった部分についてはインクルーシブ教育の土台になるものだと感じますので、今後、力を入れていきたいと感じております。

大きな4番、学校組織力向上・人材育成事業です。こちらは、子どもたちと向き合う時間を大切にするというところで、校務改善を進めておりました。平成26年度に第二小学校が、都の校務改善の表彰を受けて、その流れをくみまして、少しでも子どもたちと面と向き合って話をする時間を確保する。これは、全ての根本になるところだと思いますので、引き続き大切にしていきたいと感じております。また、教育センター、学校支援センターによる学校支援業務の充実ということで、各所長、指導主事等も含めた連携体制のもとで、随時学校が、オーバーな言葉で言えばSOSを出しているときに、人の配置を緊急的に対応するなど実践的な動きができたことは、大変意味のあることだと実感しております。

また、三つ目の○になりますが、教員のメンタルヘルスにつきましては、平成27年度は病気休暇も含めまして、11名の方が何らかの形で学校を休んでしまう状況がありました。これについては、平成28年度特に力を入れながら、指導主事は学校へ行って現場を確認するというところを、この4月、5月に集中して実施しているところでございます。

最後5番になります。保護者・地域・関係機関等との連携事業ということで、音楽フェスティバルですが、こちらは2年目で国立学園さんを会場として実施することができました。会場は、毎回変わるのですが、なかなか定着しない中で、運営体制や人と人とのつながりというのですか、実行委員会を通じて、かかわりが豊かになっているなというのは実感しているところでございます。最後に、さまざまな教育課題に対する地域との連携ということで、特に第七小学校を中心とする見守り活動、また、道徳地区公開等も含めた地域と一緒に学ぼうの会と申しますか、そういったものが広がりつつあることを、今後も支援していきたいと感じております。

以上で教育指導支援課の総括を終わります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等お願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 感想ですけれども、全般的に学力向上とか地域との連携とか、国立市全体で

の一体感みたいなことが進んでいるなどというのは実感として思いつつも、先生方が心の病だったり、子どもたちのいじめの状況等が出てきたり、いろいろな動きのあった1年なのだろうなと感じました。私自身のイメージは、教育委員会全部のことと共通するのですけれども、ともかく子どもが中心だと、子ども自身が中心で主人公なのだということをベースに置きつつ、その子たちが成長していく、真の意味で成長していくような形を持っているというのを忘れずにしていくことが、大切なのだと改めて思いました。もちろん、そのようにしているのですけれども、個別の事業をしていくと、少しそこがずれてしまったりということはよくあります。だから、例えば、いじめ防止プログラムでも3、4年目に入ってきたときに、もう一回初心に戻るといようなことをやられることは、絶対に必要なだろうと思います。インクルーシブ教育も次の段階に入りつつあるところですから、もう一回、最初の段階から見て今どういう状況で、新たな事象がどのように起こっているのかを考える時期になってきたのかなと感じながら、報告を聞いておりました。これが、今年度の事業計画に生かされてつくられていると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○【是松教育長】 ほかによろしゅうございますか。

城所委員。

○【城所委員】 感想なのですが、4番の学校組織力向上・人材育成事業に、教育センターと学校支援センターにと書いてあるのですけれども、学校の先生方がそこを頼りにしているなどという手応えが、学校に行くたびに感じられるようになったので、センターは大分発展してきたのだなと思います。先ほど、進路に関する報告書をいただきましたが、そこに「子どもたちが自分で決めた進路に進んでいます」という一文が入っていたのですが、それが何より大事で、誰かに行かされるとか行かなくてはどうよりも、自分で行こうと決めて歩いたそのプロセスというのは、これからもその子たちの助けになるのではないかなというように思います。両方ともきめ細やかな指導・支援をさせていただいている感じがしていますので、ますますそこが発展していけばいいなと思いました。

先ほど特別支援のところで、一般保護者の理解を今後どうするかということなのですから、そこは難しいところで、当事者の親御さんは恐らくご自分のことなので、いろいろ勉強なさったり情報を仕入れたりされるでしょうが、一般保護者の方々の興味をどのように引いていくかなと、私も今、具体的なことは思い浮かばないのですけれども、その子を含めたそのクラスをどうしていこうかという雰囲気が、保護者会とか学校行事とか皆さんで顔を合わせるときに、だんだんそういう雰囲気に学校全体がなっていけばいいなと思っています。以上です。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 いじめを要因とする長期欠席につながる事案について、深い反省とともに再発防止を徹底すると書いてありますが、気になりますね。国立で同じ例がありましたから。高校・大学になるまで深刻な問題ですよ。ぜひとも、この長期欠席につながる事案は、再発防止を徹底して、改善していただきたいと思います。

○【是松教育長】 ほかによろしゅうございますか。

それでは続いて、生涯学習課事業について、津田生涯学習課長お願いします。

○【津田生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の平成 27 年度事業の総括を説明いたします。

「1. 社会教育推進への取り組み」についてです。第 20 期社会教育委員の会は、平成 27 年 4 月 21 日に「家庭教育支援の充実について」を答申いたしました。また、第 21 期社会教育委員の会は、諮問「生涯学習振興・推進計画にかかわる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」に関して、毎月、討議を重ね、任期末の平成 29 年 4 月までに答申を作成してまいります。

(2) 出前講座「わくわく塾くにたち」につきましては、平成 26 年度に比べ実施件数、参加者数ともに減少しております。そのため、平成 28 年度は講座の見直しのほかに、講座資料の公開や「わくわく塾」以外の出前講座を紹介するなど内容を充実させるとともに、事業PRに関しても団体に行くなど改善してまいります。

(3) 家庭教育講座の開催につきましては、第 20 期社会教育委員の会の答申を受けた具体的な取り組みです。平成 28 年度も家庭教育について考える機会となる講座を開催してまいります。

(4) 文化芸術振興事業の開催です。①文化芸術講演会はNHK主催の展覧会に関連した講演会ですが、例年より多く講演会を開催しました。また、都民寄席も開催しました。

(5) 「くにたちアートビエンナーレ」は、くにたち文化・スポーツ振興財団が文化・芸術を通して、まちの魅力や独自性、質的な価値を高め、にぎわいのあるまちづくりを創造するために実施している事業です。この事業の柱となる野外彫刻展は平成 26 年度末に終わりましたが、引き続き市内の支援体制を図り、平成 27 年度もさまざまなアートイベントが開催され、会期末の 8 月 30 日に合わせて 8 月 29 日に開催された「クロージングフォーラム」をもって閉幕となりました。

「2. 文化財保存への取り組み」についてです。文化財保護審議会を開催し、市指定文化財として緑川東遺跡出土石棒 4 点、(附)深鉢形土器残欠 3 点、市登録文化財として青柳地藏堂内地蔵菩薩立像・六地藏 7 軀を追加いたしました。

(3) です。平成 23 年度より本田家住宅主屋の所蔵資料調査を開始しましたが、その成果として、資料 5 万 6,555 点を取りまとめた報告書を作成しました。平成 28 年度から蔵にある資料の調査を行います。

裏面に移ります。「3. 成人式の取り組み」についてです。成人式の開催ですが、例年どおり新成人による成人式準備会を立ち上げ、式典の構成を検討し、「思い出のスライドショー」と称した映像を上映しました。参加者は 502 人、参加率は 54.5%となりました。

「4. 社会体育推進への取り組み」についてです。スポーツ推進委員定例会を開催し、小学生の初心者水泳教室、ファミリーソフトボール教室、スポーツ子どもの日などの事業を開催しました。平成 28 年度も、東京女子体育大学や多摩障害者スポーツセンターなど、市内の教育機関と連携していく視点を持ち、事業展開してまいります。

(4) です。市民や地域のスポーツ振興のさらなる場として、第三中学校校庭に夜間照明施設を秋に設置いたしました。本格的な施設開放を目指し、学校の部活動を中心とした試験運用

を踏まえ、学校、近隣居住者等関係者と協議し、ルールを決め、平成 28 年 3 月の市議会において改正条例案が可決されました。平成 28 年度より、施設開放いたします。

(5) です。利用者の利便性向上のために導入した予約システムですが、ニーズの高い市民総合体育館、テニスコート、野球場、サッカー場を先行導入施設と位置づけ、平成 28 年 1 月よりシステム運用を開始いたしました。また、平成 28 年 4 月より芸術小ホール、郷土文化館を、平成 28 年 5 月より中学校施設の開放を行いました。

以上、生涯学習課の説明となります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

三中の夜間照明施設は平成 28 年度に開放ということで、今現在の利用状況等、わかりましたら報告してください。

○【津田生涯学習課長】 5 月より 6 月分の抽選予約を開始し、また、本日の使用が初めてという状況でございます。申し込みも順調です。

○【是松教育長】 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、学校給食事業について、本多給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 それでは、給食センター平成 27 年度事業の総括について、報告させていただきます。

まず 1 番、食の安全安心の確保でございます。

(1) 良好、安全な食材の調達を目指してきまして、生鮮食品につきましては基本的に国内生産のもので、産地が明らかなものを使用いたしました。また、地場野菜の取り入れも引き続き行っております。平成 27 年度につきましては、1 万 2,206 キログラム、野菜全体使用量の 10.55%となっております。NPO 法人地域自給くにたちと毎月の食材について、何が供給できるかということをご相談させていただいた上で、供給量を決めているところでございます。年によりまして、作付け状況等に変動があり、農家の軒数も数が限られているところもございますが、今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。

(2) 放射能への対応でございます。引き続き外部機関による放射能検査の実施、給食センターに設置しております放射能測定器による独自の放射能検査の実施を行ったところでございます。あわせて、食材の産地、放射能測定の結果を保護者等に随時公表しているところでございます。

(3) 給食の充実では、旬の食材を使用しまして、季節を感じる給食の提供に努めたところでございます。また、米飯給食の拡大に努め、週 3 回以上の実施を目指しました。平成 27 年度については、小学校が週 3.37 回、中学校については週 3.33 回ということで、いずれも目標は達成したところでございます。

(4) 食物アレルギーへの対応では、献立内容の詳細資料や食材の成分関係資料の提供に努めてまいりました。また、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、学校、保護者との情報共有を初めとした連携体制を図っているところでございます。

裏面に移りまして、(5) 衛生管理の徹底でございますが、引き続き職員に対する衛生講習会の実施、職員の細菌検査の実施を行いました。

次に、「2. 食育の推進」でございます。食に関する理解の促進につきましては、食材の献立のメモを情報提供として出しております。また、食育関連授業も牛乳飲用習慣定着につながる取り組みとして、日本乳業協会より講師を派遣し、全 10 校で出前授業を行いました。

次に 3 番、円滑な運営管理の実施でございます。給食費の徴収事務につきましては、引き続き未納金の給食費が発生しないよう、給食費徴収の徹底を図ったところでございます。

(2) 各種委員会の運営では、各種委員会の円滑な運営、給食センターの適正かつ円滑な運営に努めまして、委員の皆様、審議委員の皆様にご意見をいただき、適正で円滑な運営に努めたところでございます。

(3) 安全管理の徹底につきましても、引き続き提供に支障が生じないよう、安全管理の徹底を図ったところでございます。

最後に(4) 施設設備の維持、改善でございます。施設設備の維持、改善に努めると同時に、老朽化した給食センターの施設整備のあり方につきましては、給食センター更新計画に関する検討部会にて検討を行い、国立市立学校給食センター整備基本計画案を 6 月に開催される国立市議会、総務文教委員会にて報告する予定でございます。

報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 地場野菜はなかなか大変そうで、数字的にも厳しいのかなと思って、できるだけ使っていただければと思います。あと、給食費の収納率が、収納額もそうですけれど、過年度分が非常によく上がったということでもいいのですかね。要因があれば、多分何回かお聞きしていると思うのですけれど、お願いします。

○【本多給食センター所長】 過年度につきましては、ここ数年、少し徴収率が低迷していたということが、実績としてございました。そういった中で平成 27 年度、さらに徴収を徹底するというので、なるべく 1 学期の早い段階から、過年度に給食費が残っているご家庭につきまして電話連絡、または訪問によりまして、給食費のお支払いをお願いしたことが、このような結果につながったということでございます。

○【山口委員】 ご苦労さまでございます。

○【是松教育長】 それではよろしいですか。

城所委員。

○【城所委員】 アレルギーのところなのですが、対応者数が小学生 55 名、中学生が 20 名なのですが、エピペンを持っている子どもたちの数というのはわかりますか。

○【本多給食センター所長】 この辺は課題でもあったのですが、今まで給食センターは学校を通して、保護者からアレルギーについての情報をいただきまして、栄養士と相談した中で必要な資料を提供するというをやっていました。エピペンを持っている情報とかその

辺が、給食センターのほうに徹底されていなかったということがございました。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 エピペンの保有者数は了解しております。今手元にございませんで、後ほど数字をお伝えいたします。

○【本多給食センター所長】 今のお話の追加ですけれども、アレルギー対応マニュアルができたということで、ここで学校生活の指導管理表のほうを給食センターも情報共有することで、今年度から徹底させていただいたところがございます。

○【是松教育長】 それでは、エピペンについてはわかり次第ということで次へ進みます。公民館事業について、石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは、公民館の平成 27 年度事業の総括を説明させていただきます。

1 番、公民館運営審議会運営事業につきましてです。公民館の民主的な運営を図るため、公民館運営審議会が設置されております。公民館における各種事業の調査や審議を行いました。平成 27 年の 9 月には公民館長から、「国立市公民館における事業評価のあり方について」を諮問しているところでございます。答申の作成に向けた協議や検討などが行われております。

2 番、主催学習事業と会場提供事業でございます。

(1) 平成 26 年度に引き続きまして、自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業に取り組んでおります。課題を抱える若者の当事者やその家族に向けたセミナー、講演会などを開催し、若者の居場所づくりや、主に外国にルーツを持つ中高生の学習支援を対象にした事業を実施しております。

(2) 若者支援事業ではNHK学園と共催し、また、教育指導支援課や教育センター、スクールソーシャルワーカーと連携して、事業を展開しております。高齢社会を支える講座では、福祉総務課や地域包括支援担当と連携した事業を展開、人権講座では一橋大学の大学院生を講師として招へいし、一橋大学大学院と地域住民との橋渡しの役割を果たしております。市役所内の他の部課と連携、また市内の教育機関などと連携した事業を実施いたしました。

(3) バクテリア de キューロ講座では、ごみ減量に向けた取り組み、また、若者支援では顕在化しづらい若者の支援、人権や憲法、平和講座、ピースリーディング、多文化共生に関する講座など、さまざまなテーマの課題を取り上げております。引き続き現代的課題を取り上げ、生活の課題や地域の問題、時事的な講座などを実施してまいります。

(4) 公民館 60 周年に向けた事業の実施でございます。60 周年記念事業を立ち上げ、全 17 回の実行委員会を開催いたしました。イベント、記念誌、広報の 3 部会でグループワーキングを行い、周年事業を行いました。国立市民文化祭と合同の記念式典や 2 回のシンポジウムの実施、また同時にパネル展示も行い、60 周年を市民とともに祝ったところでございます。140 ページ相当の記念冊子を発行して、公民館 60 年の足跡を示す書物を刊行いたしました。

3 番、広報発行事業でございます。公民館広報「くにたち公民館だより」がより多くの市民に親しまれるとともに、講座情報を掲載し、講演要旨や参加者の声を載せ、公民館広報誌が学習の素材となるように、毎月 1 回、市民委員会と編集研究委員会を開催し、紙面構成の工夫を

行いました。

4番、公民館の図書室運営事業です。公民館図書室の限られた開架スペースを有効に活用するため、新着図書や主催事業に関する図書を購入し、その展示を工夫いたしました。また、市民活動の資料である地域資料についても、関連する施設とともに資料整備を重ねたところがございます。

5番、公民館施設の維持管理事業です。市民が快適に公民館施設を利用できるように、8月、9月の2カ月間を休館といたしまして、懸案でございました空調機器の熱源取替工事を実施いたしました。さらに突発的な不具合、雨漏りにも直ちに対応し、施設の維持管理、そして利用者の利便性の向上を図ったところがございます。また、備品につきましては、地下ホールの椅子130脚を入れかえ、椅子運搬用の台車も購入し、利用者が安全に利用できるよう努めるとともに、公衆無線LANなどを設置してIT機器環境の向上を図り、市民の利便性を向上したところがございます。

以上、総括の報告でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 文言的には去年の総括と似ている部分もあるなと思いつつも、お話を聞いていて、若者やそこで生きている人たちの諸問題に対してかかわったということが非常に伝わってきました。それから、市役所の中の他部署との連携の役割を、公民館が果たしているのだなと改めて感じたので、新しい公民館の役割のようなことを感覚的に感想として持ちました。以上でございます。

○【是松教育長】 ほかによろしゅうございますか。

それでは続いて、最後になります。図書館事業について、尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、平成27年度図書館事業の総括をご報告申し上げます。

「1. 図書館協議会運営事業」についてです。第20期図書館協議会が平成26年11月に発足し、平成28年10月をめどに図書館運営について報告と提言をまとめるため、平成27年度は協議会を6回開催し、協議を継続いたしました。

「2. 資料貸出閲覧事業」についてです。利用者登録、貸し出し、返却、予約、相談受付等の業務のほか、市民の幅広い読書要求に応えるための選書、蔵書構成に努め、特に中央図書館の書架を整理し、館内表示を新しくするなど環境整備を図りました。

「3. 児童サービス事業」です。第二次国立市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の支援に努めました。ブックマラソンを年度末まで延長して実施し、児童向けサービスでは、お話や絵本の読み聞かせ、「学校おはなし会」などを実施し、さらに乳児期に本と出会う機会を提供するブックスタート事業も定着するなど、市民の読書活動を支援しました。

「4. YAサービス事業」です。中高生を中心とするティーンズ世代、これをYA（ヤングアダルト）と呼んでおりますけれども、本の魅力を伝えるため、中央図書館及び各分室に設置しているYAコーナーの充実を図りました。10代のYAスタッフによる講演会を企画・実施し、

YAペーパーの発行を行いました。

「5. しょうがいしゃサービス事業」です。音訳資料のデジタル図書化を図り、音訳資料及び点字資料の作成、貸し出しを行い、社会福祉施設への訪問、また図書館への来館が困難な方に本を届ける宅配サービスなどを実施しました。

「6. ボランティア事業」についてです。図書館サービスを一層向上させるため、市民の参加を得て、各種のボランティア活動を実施しました。また、ボランティアの技術向上のための研修等を行い、連絡会を定期的で開催するなど活動を支援しました。

「7. 企画・広報事業」についてです。講演会のほか各分室でのお楽しみ会、工作教室などを企画し実施するとともに、市報への記事の掲載、ホームページの活用及び館報「いんぷおめーしょん」の発行などを行いました。

「8. 他機関との連携」についてです。近隣の国分寺市、府中市、立川市との図書館相互利用制度により、市民の広域的な図書館利用を促進し、また、NHK学園図書室の月2回の市民利用についてもご協力いただき、実績がありました。

「9. 図書館40周年記念誌発行事業」です。図書館の開館40周年を記念し、記念誌を発行いたしました。

以上が、平成27年度図書館事業の総括についてのご報告となります。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それではないようですので、最後にエピペンの保有者数について、荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 お待たせいたしました。平成27年度のエピペンの保有者数なのですが、小学校で11名、中学校で11名ということでございます。以上です。



○議題(6) 報告事項3) 市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは、引き続いて報告事項3、市教委名義使用についてに移ります。津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成28年度4月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認7件でございます。

まず、西多摩カップ友の会主催の「劇団カップ座 西多摩公演(等身大人形劇)」です。幼児から大人までを対象に、人形劇を通して「思いやり」「平和の心」を身につけることの大切さを伝えることを目的とし、平成28年11月23日13時30分より、たましんRISURUホールにおいて、人形劇「雨の贈りもの」の公演を行います。入場料は、3歳以上小学生以下は1,100円、中学生以上は1,600円となっております。

2番目、公益財団法人たましん地域文化財団主催の「企画展『どうぶつ美術館』」です。国立市内の小中学生が、所蔵品(たましんコレクション)について知り、親しむことを目的に、平成28年7月12日から9月4日までの間、たましん歴史・美術館において、子どもから大人まで楽しむことができる展覧会とギャラリートークを行います。入館料は高校生以上100円とな

っております。

3番目、第26回ファミリーフェスティバル実行委員会主催の「第26回ファミリーフェスティバル」です。平成28年5月5日10時より、くにたち市民総合体育館、くにたち市民芸術小ホール等において、バドミントン・スポーツ吹き矢などのスポーツコーナーやコンサート、ポニー乗馬等のコーナーを設け、スポーツやゲームなど、家族で楽しむことを目的としたイベントを開催いたします。参加費は無料です。

4番目、NPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション主催「とれたてマルシェ〜くにたち野菜と地域グルメ〜」です。生産者を身近に感じてもらうことを目的に、平成28年6月25日10時30分より、富士見台第一団地前たまご広場において、国立産の農産物や多摩地域産の加工品の情報提供や販売、地元の和太鼓サークルの演奏等を行います。参加費は無料です。

5番目は、公益社団法人立川青年会議所主催の「第1回わんぱく相撲国立場所〜JAPANSOUL〜」です。子どもたちに相撲を通して心身の鍛錬と健康増進を目的に、平成28年5月15日10時30分より、LINKくにたち2016で歩行者天国とする大学通りにおいて、小学生を対象としたトーナメント式のキッズ相撲大会や現役力士を交えての体験相撲を行います。参加費は無料です。

6番目、東京土建一般労働組合府中国立支部主催の「第39回住宅デー」です。地域住民に対し、技術や技能を生かして奉仕することを目的に、平成28年6月5日10時より、谷保第四公園において、無料の住宅相談会や包丁研ぎやまな板けずり、親子木工教室などを行います。参加費は無料です。

7番目、中央大学主催の「第26回中央大学杯スポーツ大会」です。スポーツを通じて地域との交流を深め、小中学生の健全な育成に寄与することを目的に、平成28年7月3日から7月10日までの間、バレーボールや卓球、サッカーなど6種目の競技大会を行います。参加費は無料です。

以上、7件につきまして事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○議題(7) 報告事項4) 要望書について

○【是松教育長】 ないようですので、報告事項4、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は1件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、『3市選挙教育サミット』での持田浩志氏の不適切な発言に関する要望書』をいただいております。以上です。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

この件につきましては、私が参加したものでございますので、私のほうからも少し要望事項

についての感想を述べておきます。

まず、要望事項の1-1と1-2についてですが、具体的にこういった講師を呼ぶな、こういった講師を呼べということでは要望をいただいておりますけれども、そういった特定個人を指定したものではなく、国立市教育委員会としては、教育的な必要性、それから教育活動の目的に鑑みて、その都度適した講師を人選するということを申し上げておきます。1-3についてでございますけれども、これも後援名義の問題でございます。その前の報告事項にもありましたが、今後も「国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱」にのっとり、判断してまいりたいと申し上げておきます。私からは以上です。ほかにございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 選挙権が18歳に変わったという部分で、さまざまな形でこのような事柄が出てくるのかな、要望をされた方が思われていることとか、実際に選挙権が18歳になることによって、さまざまに子どもたちの関心を高めることも行われていくのかなと思っています。このことをきっかけに、我々も含めて選挙というのをもう一度考えてみるいい機会にしていくことがすばらしいことではないか、必要なことではないかと思っております。その一環のこういう機会だったのだらうと思います。さまざまな意見があることを聞いて、自分でしっかり考えていくことができるようになるのがすばらしいことだと思っております。少し要望とはずれることですが、全般的な感想でございます。

○【是松教育長】 ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議案件は、これにて全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の教育委員会は、6月28日火曜日、時間につきましては、同日午後1時から総合教育会議を予定してございますので、通常より1時間遅らせまして、午後3時から、会場はこちらの教育委員室でお願いしたいと思います。以上です。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は6月28日火曜日、午後3時から、会場は教育委員会室となります。なお、それに先立つ午後1時より、総合教育会議を予定しているところでございます。

それでは、これをもちまして本日の審議を全て終了いたします。傍聴の皆様、大変お疲れ様でございました。

午後3時49分閉会